

潮来市立日の出中学校 部活動指導方針

令和6年4月1日

本方針は、「茨城県部活動指導方針」「潮来市学校部活動の運営方針」に基づき、日の出中学校の部活動の適切な運営を図るため、制定するものである。

I 部活動の目的

学年や学級を離れ、共通の興味・関心をもつ同好の生徒によって組織して行う自主的・自発的な活動で、生徒の心身の健全な育成と個性の伸張、並びに社会性の育成を図る。

II 本校の部活動について

令和6年度は、以下の部活動を設定する。

- 軟式野球部（総体終了まで）
- サッカー部
- 男子ソフトテニス部
- 女子ソフトテニス部
- バレーボール部
- バスケットボール部
- ボート部
- 吹奏楽部
- 美術部

III 部活動の加入

- 1 加入は任意とする。
- 2 生徒は各自で部活動を選び、顧問の先生のもと活動をする。
- 3 病気やけがなどによって練習や試合に参加できないときは、見学又はマネージャーとしての活動を許可する。

※ 本人の体調やけがの度合いなどがあるので、顧問とよく相談し、判断する。

- 4 転部は可能であるが本人、保護者、各顧問同士で連絡を密にとる。
※ 最後まで続けられる部活動を選ぶように事前指導をしっかりと行う。
- 5 部活動の退部は、本人・部活動顧問・担任・保護者で相談し決定する。退部が決まったら本人が担任から退部届をもらい記入し、部活動顧問に提出する。また、退部後の時間の使い方などについて本人、保護者とよく話し合う。

※ 担任は、体育主任に報告して退部届をもらう。

- 6 外部の機関に所属しながら、中学校の部活動に所属する場合には、顧問の指示に従い、練習に参加する。（部費の金額については参加率等に応じて各顧問が保護者とも相談し、決定する。）

例 シニアに所属するが軟式野球部の練習に参加する。

アントラーズに所属するがサッカー部の練習に参加する。

スイミングスクールに所属するがバスケ部の練習に参加する。

女子サッカーチームに所属するがサッカー部の練習に参加する。

IV 引退

- 1 引退後は、原則として部活動には参加しない。
- 2 引退後、諸事情により部活動へ参加するときには、事前に担任（不在時は、学年担当者）と顧問で相談し部活練習参加願を提出することを生徒に必ず伝える。参加の可否は、状況を確認して校長が判断する。活動中は顧問の指示を守り、活動の妨げになるような行動はしない。原則として所属した部活動以外の参加はできない。部活動に参加する場合は、実力テストも、定期テストと同じように、2日前からは参加できない。
- 3 引退後も3年生を対象とした大会には、顧問の指導のもと参加可能とする。
(サッカー→IFAリーグ等)
- 4 各市町村で行われるマラソン大会やボート大会、フットサル大会に引退後の生徒が参加する場合には、保護者の責任のもと参加することができる。ただし、日の出中学校という名前は使用しない。

V 活動日

- 1 基本的な考え方
 - (1) 学期中
 - 原則として週当たり3日の休養日を設ける。また、週当たりの活動時間は、原則として11時間以内とする。なお活動時間には、活動場所への移動及び準備・片付けの時間は含まない。
 - ・ 平日の休養日は、基本的に月曜日と木曜日とする。活動時間は、上限2時間。
 - ・ 休日(土曜日・日曜日)のうち、1日は休養日とする。活動時間は、上限3時間。
 - 定期テスト(期末テスト)の前2日間は、活動を行わない。ただし大会の場合は、テスト2日前でも参加してよい。この場合、活動を行わない日を設定する。また、練習試合は行わない。
 - 朝練習は原則1年間を通して実施しない。
 - 休日部活動の地域移行の動きを踏まえ、定期的に市内中学校による合同または拠点校での部活動を行う。
 - (2) 長期休業日・学校休校日
 - 長期休業日の週末(土曜日・日曜日)のいずれかは活動を行わない。
 - 学校休校日(8月13～16日、11月13日、12月28日～1月4日)は部活動を行わない。
 - 夏季休業中の部活動の総日数の上限は、大会・練習試合等も含め、25日間程度とする。
 - ・ 程度とは、プラス・マイナス3日間以内とする。
 - 練習計画を作成するに当たっては、オフシーズン(1週間以上の長期の休業期間)を設定する。
- 2 特例
 - 週末(土曜日・日曜日)で、連続した同一大会の日程であれば2日間とも参加できる。ただし、週末(土曜日・日曜日)に、連続して練習試合を行うことはできない。
 - 大会等で、週末(土曜日・日曜日)に1日の上限を超えて活動した場合、他の休日に休養日を振り替える。
 - 総体・新人戦前の月曜日または木曜日は練習を行ってもよいこととする。ただし、活動時間の上限を超えないこと。
 - ※ 1週間とは、法令上は「日曜日から土曜日」であるが、この規定においては、1週間を「月曜日から日曜日」とし、土曜日・日曜日を「週末」とする。

VI 練習

1 平日の練習時間・期間

(1) 放課後練習

- 準備・片付けを含めず、放課後の活動上限は2時間00分とする。

| | | |
|----------|----------------------|-----------|
| ・ 4月～10月 | 15:50～17:50 (2時間00分) | 下校時刻18:00 |
| ・ 新人戦終了後 | 15:50～17:20 (1時間30分) | 下校時刻17:30 |
| ・ 11月 | 15:50～16:50 (1時間) | 下校時刻17:00 |
| ・ 12月 | 15:50～16:35 (45分) | 下校時刻16:45 |
| ・ 1月・2月 | 15:50～16:50 (1時間) | 下校時刻17:00 |
| ・ 3月 | 15:50～17:20 (1時間30分) | 下校時刻17:30 |

- 最終下校時刻は、全生徒が正門を出る時刻とし、全職員で下校指導を行う。

2 週休日・休日の練習時間

- 活動時間は、3時間00分を上限とする。(大会や練習試合の当日は除く。ただし、休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動した場合、他の休日に休養日を振り替える。)

3 熱中症事故の防止

- 暑さ指数(WBGT)が31以上の場合は、屋外の活動は行わない。体育館での活動も原則として行わない。
- 上記の場合、すぐに練習を中止し、ミーティングや学習を実施する等、各部で迅速に対応する。
- 暑さ指数は、以下の分担により測定し、周知徹底を図る。
 - ・平日→養護教諭、練習を行う部活動の顧問
 - ・週休日→練習を行う部活動の顧問
 - ・長期休業日→日直、練習を行う部活動の顧問

Ⅶ 活動規定

- 1 担当者不在の時は、活動を行わない。
- 2 部室等の鍵は顧問が責任をもって管理する。
- 3 対外試合等に参加する場合は、必ず1週間以上前に「学校行事等実施承諾申請書」を潮来市教育委員会に提出する。練習試合も同様。ただし、潮来市内で実施の場合は提出する必要なし。
- 4 対外試合等に参加する際の自転車での移動は、自転車で1時間以内に移動できる範囲に限る。
- 5 生徒会活動や学習の補習等がある場合は、部活動より当該活動への参加を優先して認める。その場合には、当該生徒より顧問へ申し出る。

Ⅷ 指導上の留意点

- 1 生徒の多様なニーズに対応し、生徒の主体的な活動が行われる運営体制をつくる。
- 2 生徒が部活動内外の多様な活動に参加できる機会や時間を確保する。
- 3 生徒による活動内容・計画の立案等が行われるようにする。
- 4 短時間で効果的・効率的な部活動の指導ができるようにする。
- 5 事故・体罰・ハラスメントの防止を徹底する。
 - ・生徒の心身の健康に留意し、その管理を行う。
 - ・練習や試合前に練習場所や試合会場の施設・設備等の安全を確認する。
 - ・体罰・暴言・ハラスメント等、生徒の人権を傷つける行為のないよう徹底する。
- 6 生徒にケガやトラブル等があった場合、教頭・校長に相談し、指示を仰いでから、迅速かつ誠実に対処する。

Ⅸ 1年生の部活動時間

- 1 部活動見学 : 17:00下校【4月中旬】
- 2 仮入部期間 : 17:00下校【4月下旬～5月上旬】
- 3 入部届提出期間【5月上旬】
- 4 入部後 : 17:00下校【入部届提出期間後は18:00下校】

※ 入部後約1ヶ月間は準備期間として、生徒の様子を見ながら、各顧問の判断で放課後練習を進めていく。

X 保護者会について

- 1 5月に実施する。
- 2 部員数の関係で仮入部期間の1年生を練習試合や大会に参加させる場合は、校長と保護者から了解を得る。
- 3 教育後援会費も含め、適切な部活動会計処理を、保護者と連携して行う。